

「家畜の健康と福祉」をめぐる状況(その2)

健康な家畜が健康な食生活を生む 国際基準きつかけに自ら行動を

セミナー「OIE世界家畜福祉基準の 日本畜産への影響を考える」レポート①

ルポライター 滝川 康治



動物の健康や畜産物の安全性などの問題に取りくむOIE(国際防疫事務局、国際動物保健機関)は5月下旬、家畜福祉に関する初めての国際基準を採択した。狂牛病(牛海綿状脳症(BSE))や鳥インフルエンザなどの感染症が国境を越えて拡散し、食の安全を脅かすなかで近代畜産のあり方があらためて問われているが、ここ北海道でも「家畜の健康と福祉」に対する人々の関心はまだまだ薄い。そこで、8月2日に酪農学園大で開かれたセミナー「OIE世界家畜福祉基準の日本畜産への影響を考える」(同大酪農学科、北大家畜生産学講座、農業と動物福祉の研究会共催)の内容を2回にわたり紹介し、動物と人間がともに生きやすい社会のありようを読者のみなさんと考えてみたい。

▲セミナー「OIE世界家畜福祉基準の日本畜産への影響を考える」の会場の様子

日本獣医畜産大学教授 松木洋一さん

EU主導で採択された家畜福祉の国際基準

松木 五月二十四日のOIE国際獣疫事務局、世界動物保健機関の総会で家畜福祉についての基準が採択され、これから世界の畜産に大きな影響が起きるでしょう。「家畜福祉」というのは耳慣れない言葉なので、基準の概要の前に「先行しているヨーロッパはどうか考えているか」をお話ししたい。

まず、鶏のケージ(鳥かご)飼いについて反対運動が続いてきて、病気になるやうく、鶏の基本的な行動要求を阻害するために、EU(欧州連合)では二〇一二年から段階的に廃止することになった。ストレスがたまるのが科学的に証明されたわけです。EUでは、〇六年から子牛の単独飼いが、一三年には豚をストールのなかで飼うことも禁止されます。一九九七年のアムステルダム条約のなかで、「家畜は単なる農産物ではなく、感受性のある生命存在として認める」とした特別議定書が採択されたから、いろんな動きが具体的にになり、EUが主導する形で

かを具体的に示しています。さらに、畜種別に気絶させる方法や放血のし方も決まっています。ということをご承知おきください。輸送する場合のガイドラインも大変重要なんです。関係者すべての共同責任であるとして、家畜のオーナーや売買する者、輸送会社の経営者や運転手、処理施設、行政当局それぞれの責任関係を明記するんだ、と語っています。僕は数年前にヨーロッパで遭遇したんですが、家畜を屠場に持ち込むとき、入り口に書類を持ってきて、すべてサインがないと受け付けないシステムになっている。

ヨーロッパでは、家畜の輸送車両の運転手には特別の免許証(普通免許証プラス家畜の輸送免許証)があります。普通の運転手より技術が上であるし、家畜にストレスを与えないような知識を持っている、という免許証です。ドイツのアウトバーン(高速道路)で交通事故が起きたとき、最初に警察や道路管理者が留意することは何か。僕は人命救助だろうと思っただけですが、実際には家畜の輸送車を最初に手当てする。とにかく家畜車両を点検して対策を打ってから次の対応に入る、という順位があるんですね。そういうところまでできていると、びっくりしてしまいました。OIEの国際基準は、こうしたEU並

OIEの議論に反映されてきました。

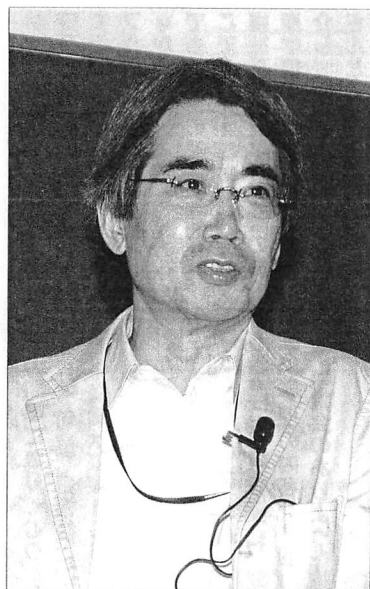
OIEの目的には、「国際貿易の円滑化を図る」「伝染病など疾病の発生を防止する」の二つがあり、農産物の自由化促進のためにも大きな役割を果たしています。「家畜福祉の国際基準が決まった」というだけでは済まない。動物福祉は科学・倫理・経済・政治に関係を持つ複雑で多面的な社会政策問題として位置づけられ、OIEはそれらとのバランスを図りつつ戦略を立てるべきだ——と決められました。このなかで新しい任務として、食品安全と動物福祉がセットで作られてきたところに重要な意味がある。

〇三年には国際基準の素案が作られ、OIE本部から各加盟国の政府に渡っていますが、農水省や厚生労働省、環境省に「素案は受け取ったか」と聞くと、「知らない」と言います。お粗末なですね。素案。OIEは、素案ができた段階でNGO(非政府組織)を含めた説明会などもやりました。我々の団体(農業と動物福祉の研究会)も国際家畜福祉連合(ICFAW)のなかにオブザーバー的に入っているのに参加しましたが、日本からは他に誰もきていないんです。ほとんどの国が政府

みのものになった、と言っています。それを、日本の家畜福祉の国内基準を作るときに、適用してしまっているのかどうか。適用した場合、それが実現可能なかどうか、という問題が出てくる。以上のように、消費者に近いとか、あとの問題と思われる内容が最初に決められたことが特徴です。これから家畜の飼い方に関する検討が始まりますが、ヨーロッパにはすでにガイドラインがあり、それを見ることで今後、畜舎構造や家畜の飼育方法がOIE基準でどう策定されていくのかが分かります。

20世紀末に価値観の大転換 議論重ね理念つくった欧州

松木 EUにおける動物福祉には百五十年くらい前からの歴史があり、とくに家畜については一九六〇年代くらいから集約・加工型畜産に対する批判として出てきました。イギリスで「飢えと渴きからの自由」「不快からの自由」「痛み、傷、病気からの自由」「通常行動への自由」「恐怖や悲しみからの自由」という家畜福祉の基本理念ができ、EUやOIE基準のベースになっています。アムステルダム条約(97年)は大変重要で、これがなかつたらEUの有機畜産規則や今回のOIE国際基準もできなかつ



機関の担当者や獣医師会、関連した団体が集まったので、「日本はどうなっているの？」と批判が出ていました。

まず家畜の輸送や屠殺の基準を細かく規定する

松木 五月の総会で決まった国際基準のなかで重要なのは、加盟国(167カ国)の家畜衛生当局がこれに基づいて、自国における家畜福祉のガイドラインや規制・規則の準備。従来の法令の見直しに積極的に参加されていることです。また、この基準を推進するにあたり、各国政府に対して、「行政だけでなく、生産者や消費者、研究者、NGOなど地域内のすべてのパートナーが積極的な役割を担う」


と明確に述べています。具体的な内容ですが、まず、屠畜に関する基準では、「輸送の過程などで家畜に余計なストレスを与えることを回避しなければならぬ」ということが基本にあります。たとえば、家畜を移動中に車両から降ろし、処理するまで繋留しますが、ストレスを与えないようにしなければなりません。さらに、繋留施設を設計、建設する場合も、動物福祉を損なわないようにしなければなりません。

(屠場での)保定やスタンディング(注)搬入した家畜の額に空気式の銃を当てて気絶させること、屠殺の方法も細かく書かれています。屠場の構造では、「キラキラするものを置いたりはいけない」とか「細い通路や暗いところを改善しなくてはいいない」など、ストレスをいかに軽減させる

畜産動物のことを知ろう

一もつとも身近な動物一

鶏 (採卵鶏・ブロイラー)




食用にされる動物たちほど、私達の生活に密接に関わっている動物はありません。それなのに彼らのことを、私達はあまりに知らなすぎるのではないのでしょうか。

にわとりは、今では庭で見かけることはできません。かつては、ニワトリは農家の庭先で放し飼いにされ、地面の虫や草をついでいました。けれども、今はそんな風景はどこでも見られません。


この数十年、卵や鶏肉の消費量はかつての何十倍も増大しているのに、ニワトリの生きた姿が見えないのはなぜでしょうか。

一 日本の食肉の消費量

今、ニワトリたちは、人家から少し離れた場所に隔離され、何千、何万羽と狭い鶏舎に閉じこめられているのです。



日本の採卵用の養鶏農家は、1戸平均2~3万羽ものニワトリを飼育しています。



ニワトリのケージはきわめて狭く、A4サイズ(雑誌大)のスペースの仕切に、2羽も入れられています。羽根をばたいて羽が当たると、向きを変えることさえできない状態です。

Photo: CNF

鶏にストレスを与えるケージ飼いやなどの問題点を伝える動物保護団体のホームページ

WTOで家畜福祉の補助金と食肉ラベル導入を求めるEU

松木 ところで、なぜEUが家畜の輸送に関する細かい規則を運用し始めたのか。それは、家畜福祉に対する補助金をWTOの貿易交渉のなかで認めさせよう、と盛んに主張しているからです。EUと日本は「農業の多面的機能に対する補助金を認める」と共同戦線を張っています。しかし、EUが交渉のなかで一番求めているのは、動物福祉に対してEUが出している補助金をWTOで認めさせること、多国間の協定を締結させて家畜福祉食品の表示ラベルを導入すること



はら・こうぞう JA全農大消費地販売推進部次長。生産者と消費者と商品の創始者。今春から「生き物調査プロジェクト」を推進中

です。「表示ラベルを導入すればEUの畜産物がより売れる」という戦略的な政策を立てている。まさに福祉コストが余分にかかるから、「緑の政策としてWTOのなかで認めろ」とアメリカなどに対して主張しているわけだ。

日本の食品安全委員会のモデルになっているヨーロッパ食品安全機構のなかには、「動物の福祉と健康問題に関する小委員会」があります。それくらい、食品安全と動物の病気の関係をきちんと位置づけている。日本の食品安全委員会にはこの視点がありません。

今回のOIEの基準のなかには、国際家畜福祉連合が提出したコメントや修正が入り込んでいるので、ヨーロッパの人たちや連合の人たちは「いい方向にある」と賛辞を送っています。

まだ見えない農畜産物への環境直接支払い制度の中身

原 焦眉の課題になっている環境直接支払いについて、お話ししたい。農業に対する補助金は、価格保障政策と直接所得保障政策で行なわれている部分があります。EUは八〇年代、バター

「家畜の健康」を前面に出しアジアから価値観の発信を

参加者 欧米のキリスト教国以外の仏教国やイスラム教の国は、OIEの会議にどういった参加のし方をしているのか？

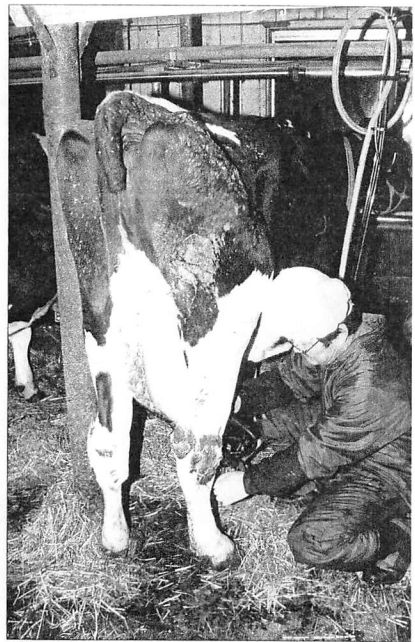
松本 台湾のある教授が、「これは西洋の価値観が強すぎる。我々はアジアの価値観を持っており、それは決して劣るものではない」と発言した。僕らとも「アジアネットワークを創ろうか」と話した。ヨーロッパの場合は、自然や家畜を対象物として捉えますが、アジアでは草も木も虫もみんな同じで一緒に暮らしているもの、と思っている。「我々は獣魂祭をやって毎年一回、家畜や実験動物の魂に感謝し、慰霊をする。キリスト教にそんなことがあるか」ということを話したことも

あります。日本の場合は、昔から「動物を殺してはいけない」という法律や規則がいっぱい作られています。我々は千年以上前からやられているわけで、アジアからの発信は重要だと思えます。

JA全農大消費地販売推進部次長 原 耕造さん

緑の部分の構造をどう増やすのか

これが「価格政策によって、米や麦、大豆にカネを出さないけれど、所得保障をしていくよ」という意味なんです。酪農政策も全部ひっくりかえした上で、価格政策で下支えしながら国内の価格を限りなく国際価格に近づけるということです。いま、お米は一俵一万五千円くらいで、この政策をずっと続けると十年以内に五千円になるだろう、と言われていました。それに対して、政府がどのような所得保障政策で、いくら突っ込んでいくん



尻尾を落とされた乳牛が増えてきたが、国際基準では断尾は禁止されている

なければいけない。日本は輸入国であり、無視すればいいわけではありません。各国政府はOIE基準に基づいた法的整備をするよう義務づけられている。日本政府はまだ真剣に受け止めていないが、対応せざるをえない国際情勢はあります。

アメリカでは、政府は「WTOに家畜福祉を持ち込んで困る。貿易障壁になる」という立場が強いけれど、NGOや州政府の人たちは経済的ベースで家畜福祉に基づいた畜産物のチェーン開発にすごく意欲を見せています。英米のマグダナルドは独自の畜産ガイドラインを作り、取引相手の畜産農家に「守らないと商売しません」と言っていて、民間レベルではかなり積極的に動いている。

参加者 野菜や魚にストレスを与えるのと味が落ちるが、家畜福祉も味や品質面のメリットも考えての基準か。養殖漁業だ」と、いま議論されているわけだ。「国内の支持価格も国際価格並みにする。その差額保障を税金の形で生産者に出します」という改革を、農水省はやろうとしています。そのなかで見えてこないのが「環境直接支払い」です。制度の詳細は農水省生産局の環境保全対策室でつくることがなっていますが、畜産の部分も含めて、まだ中身は出ていません。

すでに資源保全で実行されているのが中山間地の対策です（注Ⅱ「中山間地域等直接支払制度」のこと。新基本法農政の目玉で、中山間地域の耕作放棄防止と多面的機能維持のため2000年度から実施中。これに続いて今年秋に出てくる見通しなのが、水路や農道のメンテナンスとか、生態系や景観に配慮した保全活動。いろいろなNPO活動が参加するぞ」といったものを、全国四カ所のモデルケースをつくりながらやっていく、と

「生き物調査」で新しい環境支払いのシステムを

原 OIEの家畜福祉基準は環境支払いの基準になるのでしょうか。いま、全農（全国農協連合会）では「生き物調査」をやっていて、その延長線上に「家畜の健康調査」の部分を少しずつ入れていくのが、どうなるんだろうか。中山間地域における山地酪農の問題をどう位置づけていくのか。畜産という切り口で起きている構造改革をずっと見ていくと、こんなに大きな課題が山ほどあるわけですが、何一つ答えが出ていません。

でも、間違いなく一定の方向で動くわけだ。「畜産は別だ」なんて言っただけで、中国から冷凍野菜が入ってきたとき、日本の野菜農家は「あれは冷凍の話だ」と考えてみたい。「いまの農協系統組



アンガス牛を放牧して、有機畜産の国際基準に近い飼い方をする興農ファーム(標津町)の牧場

とみんな言っていた。いまや、ネギの半分が輸入物で、立ち食いそば屋のネギはみんな中国産ですよ。すごい量の生鮮野菜が入っている。じゃ、牛乳はどうなるんだらうか。ありえないことがどんどん起きてくるということ、きちんと仮説を立てたなかで対策を立てるのが戦略ではないのか、と思います。

「生き物調査プロジェクト」をやっています。なぜ始めたかという、環境直接支払いの仕組みを国民に分かりやすく説明できる手法を開発しようと思ったからです。そして、行政による環境直接支払い

生き物にやさしい農業をやっている生産者におカネがきちんと行きますよ、と全農もホクレンさんも手数料主義ですから、(環境支払いを)価格に乗せずと手数料のなかでも取りますからね、それはおかし(笑)。消費者が頑張つて支払つていても、生産者に届くときはだいたい四割になってしまいますからね(笑)。でも、別建てにするのダイレクトに行く。そういうなかから、生物多様性の活動を応援できたらな、と思います。

私が始めた「全農安心システム」なんて百五十産地を超えています。それをベ-



地元の人たちと「農業と動物福祉の研究会」が提携してつくった放牧養豚場。ストレスのない豚は人懐っこい(静岡県富士宮市で)

だけでなく、民・民ベースの消費者による環境支払いのシステムを創つたらどうか、と。私はビジネスマンですから、「生き物調査」と産直事業を結びつけながら、田んぼの生き物をおして地域のお米が循環できる仕組みができれば、しっかりと儲かりますからね(笑)。

それと全国で環境NPOの活動と連携していく。昔、農協の人はNPOは異星人だと思っていたけれど、「そうじゃない。彼らは仲間だ」ということで、地域の生物多様性を切り結ぶ新たな協働活動をめざす。全農は最近いじめられています。こういうこともやっているんですよ(笑)。「畑の生き物調査」や家畜の健康調査も逐次追加しながら、最後には森と水辺の生き物調査までやろう、と考えています。さまざまな団体と連携しながら、その輪をアジアから世界に広げていこう、というわけです。

私は有機農業はずっと支持しています。が、それだけでは入り口論としては不十分だから、「人と生き物にやさしい農業」をみんなで支援しようよ」と呼びかけています。農業を漁業や林業に変えてもいい。能書きだけでなく、「生き物調査」をしなが実感していくことが一番大切なのではないか、と思います。

健康な家畜は健康な畜産製品をつくり、健康な食生活を生む」が我々のセー

スにしながら、品物を分けて、なおかつやっている中身がわかるような仕組みであれば、環境支払いをする部分と活動助成をする部分とができる。「人と生き物にやさしい農業」を日本の消費者が支持してくれる大きくなる」と思っています。していくことが大事でないでしょうか。

たとえば三カ月に一度(環境支払いの)マイレージカードがきたら、「この産地に五百円支払いをした」と出てくる。どこかに所属しなければ環境活動に参加できないんじゃないかと、いつでもどこでもそうした気持ちがあればアクションを起せる。それが、これからの市民活動として一番大切なことだと思います。

宗谷岬の牧場とともに 肉牛の飼育基準づくり

原 僕たちが宗谷岬肉牛牧場の人たちと一緒に飼育基準を作ったときは、家畜福祉のことは全然分からず、ヨーロッパに行つてIFOM(国際有機農業運動連盟)の連中とずいぶん議論しました。

宗谷岬では、化学肥料や除草剤を投下しない草地で放牧をしています。飲水は人間と同じものを自由摂取できる。牛舎には必ずオガクズを使い牛体汚染や障害の防止、冬期の保温対策を講じ、併せて畜産汚水の発生を防止します。肥育後期

トクです。「環境保全」といった消極的なものではなく、「生態系の復活」という積極的な行動がポイントです。

農協も似たような面がありますが、いままでの環境NPOは「〇〇は反対」と、ネガティブな活動になってきた。それを発想転換しようよ、と。「環境保全型農業」はやめて、もっともつと生態系を復活するよな、農業者だけでなく一般市民も行政も一緒にになりながら、「地域をどうするんだ」というポジティブな活動に転換することが大切だと思います。

開発事業や里山耕作放棄地の増加、外来特定生物の問題という「生物多様性の三つの危機」があります。一番大きいのは、自然への働きかけや伝統的な農業がなくなったことによる、自然の手入れが不十分になった危機なんです。

すべてをお上に頼むのは失礼であって、民間による環境支払いの可能性もあるんじゃないか。たとえば買い物するときに、「有機米だったら二割高く買えるわ」とか「価格に何%上乘せるとか」という話ばかりしている。でも、そんなことじゃない。品質によって商品の価格を決めて、それは通常に払っていく。そして、環境に対してきちんとやっている部分を別建てにして、そのおカネについては別のシステムで直接支払いをするルートを創ればいいんじゃないか。

に牛舎に収容した場合も屋外の運動場を利用し、屋内への出入りは自由です。

そんなことをやっていますが、一番問題になったのは「発情同期化ホルモン」ですね。春以降にはホルモン剤を使つていくように、このホルモン剤を使っています。IFOMの連中と議論したときに大喧嘩になった。牛の健康を言っているんだらう。みずみず、それを使わないと死ぬ牛がいる。どう考えたらいいんだ」と言う、「それぞれの気候風土のなかでよいベターな基準を作っていくのが地域の運動なんだ」と主旨を分かちもらった。最後は彼らが「こういう方向性をアジア全体に広げていってくれ」と言ってくれたことを覚えています。

(牛肉の)サシや脂肪率の問題を含めて、消費者もきちんと考えて行動しないと自給率の問題は改善しません。宗谷だつて、最後は穀物飼料を与えないと商品にならないから食べさせるわけで、本当はやめさせたいわけですよ。

生態系重視が主流になるなかで、自分たちの心の変化のなかで変わってくる。日本の農業を一部の政治家と農水省だけにゆだねるのでなく、みずからできることはなんなのか。二十一世紀の価値観は農業者と消費者が一緒になって発信していかなければならないでしょう。

参加者 日本人は権利と理想は主張す

毎月確実に

安くして

定期購読がおトクです。

便利!

お手元!

毎月確実に

安くして

定期購読がおトクです。

便利!

お手元!

Hoppo Journal

時代を撃つ
北の報道・評論誌

【北方ジャーナル】

Tel 011-252-5200 Fax 011-252-5303 E-mail 以下: hoppo-j@pop21.odn.ne.jp

るけれどカネと税金は極力払わない。自発的な支払い方法が本当にできるのか疑問だし、生産者側の合意が得られるのか。

原 学生さん、もっと日本人を信じないか。ポランティア貯金みたいのがあるけれど、そういうことを表現する機会がない。だから、マイレージカードを出して、「協力します」とピッとやった瞬間にできることをやっていく。僕が八〇年代にヨーロッパにいたとき、スイスでは十五のゴミの分別をやっていた。いま日本でも見事にやっているじゃないですか。自分たちの環境に対する取りくみは、カネがあるがなからうができる範囲内でやる。そこに消費者が訪れると、さらにその活動の輪を広げられる。それが持続可能な社会活動じゃないか。

参加者 十勝では豪邸がどんどん建ち、一番の金持ちは医者や農業者ですよ。地域ではこういう話をできない気がする。

原 正直言って今後、十勝が一番大変になると思っています。価格補てんで支えられてきたのが北海道の農業ですが、これからは国の施策として間違はなくこう動く。手を打たない限り、実質的な農業所得はどんどん下がっていく。「直接支払いをどうするか」という議論をきちんとやらなくと、建てた御殿を売らざるをえなくなるのではないですか(笑)。

(次号につづく)

「家畜の健康と福祉」をめぐる状況(その3)

動物の習性や生態に沿う飼育で 「健康と福祉」が実現する社会を

セミナー「O・E世界家畜福祉基準の
日本畜産への影響を考える」レポート②

ルポライター 滝川 康治

動物と人間がともに生きやすい社会のあり方を模索するセミナー「O・E世界家畜福祉基準の日本畜産への影響を考える」のレポート後半は、一九七〇年代から現在に至る動物保護をめぐる法整備の経緯とその問題点を中心に紹介する。さらに、同セミナー報告者の発言や北海道酪農・畜産の現状などを踏まえ、「家畜の健康と福祉」をどう捉えていけばいいのか——今後に向けての課題を考えてみた。

▲酪農学園大学で開催された「家畜福祉セミナー」の様子

地球生物会議代表 野上ふさ子さん

日本では「憐れみの心」 「人道的な扱い」の欧米

野上 「日本と欧米の動物に対する考え方は違うのではないか」とのお話がありました。それは間違いのないことですが、日本では動物や植物を区別しないで、江戸時代までは人間も入れて「生類」という言葉で表されてきた。天下の悪法とされる「生類憐れみの令」では、「捨て子をやるな」とか「牢屋に入れられた囚人の待遇を良くしろ」とも書かれていて、日本で初めての福祉の規則であったのではないかと、とも言われています。「人間も含めて全部の生き物に憐れみの心を持ちなさい」というのが日本古来の仏教的な考え方であったかと思えます。

イギリスでは一八二〇年代、世界で初めて「動物虐待防止法」が作られています。アメリカでも十九世紀末に法律が作られました。これは同時に児童虐待防止の役割もありました。当時は産業革命の最中で、小さい子どもたちが強制労働をさせられ、人権が全くなかったわけですね。「動物虐待防止法」を使って児童虐待を防

いだ」というくらいに人間の子どもと動物は近い、自分で自分の身を守れない動物や子どもを守らなければいけない、という法律として作られました。

日本では一九七三年に初めて、「動物保護及び管理に関する法律」が作られています。その基本概念は「動物愛護です。」「愛し、守る」というのは大変情緒的な感じがして、何をもちて愛護なのか、愛するとは人によって千差万別なので定義できないのが問題です。

一方、ヨーロッパでは「人道的(humane)取り扱い」という言葉がしばしば使われています。OIEの「家畜福祉に関する取り扱い基準」をみると、しばしば「動物愛護に配慮した屠殺」というふうに訳されていますが、原文を読むと「人道的に屠殺しなさい」と言っていて、非常に倫理的な観点がある。

動物の福祉は、生態学や行動学、動物自身の生理・習性・生態に即して、動物にとつてより良い状態を学問的に研究し、科学的な根拠に基づいて取り扱いをしていこう、ということ、この言葉がかなり普及し、それに基づいた基準が作られてきました。

外庄で作られた「愛護法」 は犬猫の扱い改善が中心

野上 「動物の保護及び管理に関する法律」が制定された七三年以前は、「軽犯罪法」のなかに動物虐待の罪があった。「軽犯罪法」の規定が削除され、それを引き継ぎ形で飼育動物を保護する法律が作られたわけですね。

この法律は、国民の内発的な力ではなく、外庄によって作られました。当時、日本の実験動物の取り扱いがともひどく、保健所などで犬が撲殺されるといった話題が海外のメディアで報道され、「動物虐待国」(ポ)という汚名がつけられました。エリザベス女王が来日したり、日本の天皇が欧米諸国を旅行するときに、こ

のような後進国ではイメージが悪い。「日本には動物を守る法律はないのか？」と聞かれた場合に答えられないと困る、というような要因があり、急ぎ議員立法として制定されています。

そのような法律であるために、中身が薄く、条文はたった十三条しかありません。一番の基本は「動物愛護の情操を涵養する」となっています。動物愛護は友愛や博愛の精神を広めるもの。社会を温かくする良いものである、ということ、情操を広げていこう、と。それから、動物虐待に対しては罰則を設ける。もう一つ大きな要請は公衆衛生の観点で、「行政による犬、猫の引き取りと処分を行なう」が大きな柱でした。

当時、日本の動物愛護団体の多くは動物行政を改善させる目標を持っていました。野上 今年の改正では条文が五十条になり、さらにレベルアップしています。この法律は人間が飼育する全動物が対象で、大きく分けて「ペットなどの家庭動物」「(動物園などの)展示動物」「実験動物」「産業(畜産)動物」があり、その下に新しく「特定危険動物」(注)ワニやクマなど逃げ出したら人に危害を与える恐れのある動物)という定義が入りました。それぞれの動物の飼育目的ごとに飼育基準があります。

画期的な法改正が実現 動物虐待の定義は曖昧

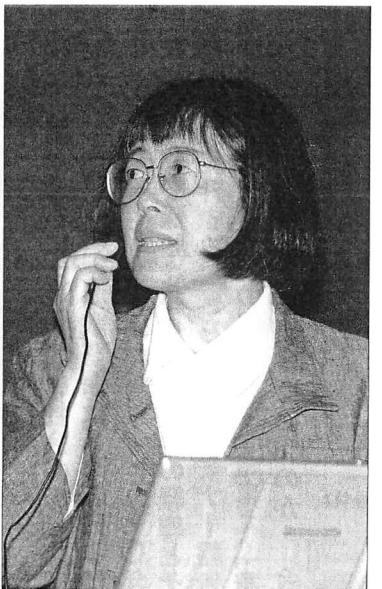
野上 動物の福祉は、生態学や行動学、動物自身の生理・習性・生態に即して、動物にとつてより良い状態を学問的に研究し、科学的な根拠に基づいて取り扱いをしていこう、ということ、この言葉がかなり普及し、それに基づいた基準が作られてきました。

また、飼い主から引き取った犬や猫を動物実験にまわすことに対し、欧米諸国からきびしく非難されていました。私が活動を始めた当時は十数万匹が動物実験にまわされていましたが、来年度からはゼロになります。それくらいに行政も大きく考えを変えてきたことになりました。

この改正では、全国の動物保護団体の数が法改正のためだけに大きなネットワークをつくり、約四十万人の署名を集めて国会に請願し、超党派の国会議員二百五十九人が賛同して紹介議員になった。動物保護は多くの人の関心事である、と議員も理解して改正が行なわれました。

この改正で条文が一気に三十一条が増え、動物虐待の罰則強化がなされる一方で、動物取扱業者が届出制になりました。罰則の対象となる動物は二つに分かれていて、一つ目は牛・馬・豚・いむゆるの家畜とペット、二つ目は人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類で、人がエサを与えて管理している動物を虐待や遺棄した場合は罰則があります。

九九年の改正では、私たちが要求した半分しか実現しなかったのですが、十数年の付帯決議がついて、施行から五年後の見直しに明記されました。それが今年で、一月から各政党が小委員会やワーキンググループをつくって議論をしてき



のがみ・ふさこ 動物保護団体「地球生物会議」代表。エコロジー雑誌の編集や動物実験の廃止を求める運動などをへて、1996年に同会議を設立。アイヌ文化に関わる著作も数冊

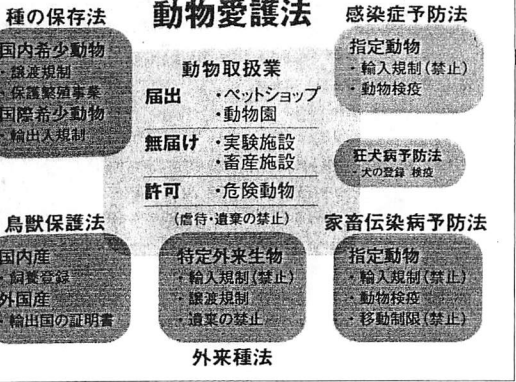


図1. 「動物愛護法」による規制と各種法律との関係 (作成：地球生物会議)

野上 この法律は九九年に改正されましたが、外庄ではなく、市民が力を合わせて実現させた画期的な運動だった、と評価されています。動物虐待が社会の注目を浴びるようになったことがその理由です。とくに神戸の連続児童殺傷事件で、犯人の中学生が子どもを殺す前に犬や猫鳩など小動物をくり返し殺していたの社会的になんの話題にもならず、警察も注目さえしなかった。動物虐待は社会の不安の表れですから、もっと社会的に注

市民運動が力を合わせ 99年改正で罰則強化へ

野上 動物の福祉は、生態学や行動学、動物自身の生理・習性・生態に即して、動物にとつてより良い状態を学問的に研究し、科学的な根拠に基づいて取り扱いをしていこう、ということ、この言葉がかなり普及し、それに基づいた基準が作られてきました。

また、飼い主から引き取った犬や猫を動物実験にまわすことに対し、欧米諸国からきびしく非難されていました。私が活動を始めた当時は十数万匹が動物実験にまわされていましたが、来年度からはゼロになります。それくらいに行政も大きく考えを変えてきたことになりました。

この改正では、全国の動物保護団体の数が法改正のためだけに大きなネットワークをつくり、約四十万人の署名を集めて国会に請願し、超党派の国会議員二百五十九人が賛同して紹介議員になった。動物保護は多くの人の関心事である、と議員も理解して改正が行なわれました。

この改正で条文が一気に三十一条が増え、動物虐待の罰則強化がなされる一方で、動物取扱業者が届出制になりました。罰則の対象となる動物は二つに分かれていて、一つ目は牛・馬・豚・いむゆるの家畜とペット、二つ目は人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類で、人がエサを与えて管理している動物を虐待や遺棄した場合は罰則があります。

九九年の改正では、私たちが要求した半分しか実現しなかったのですが、十数年の付帯決議がついて、施行から五年後の見直しに明記されました。それが今年で、一月から各政党が小委員会やワーキンググループをつくって議論をしてき

感染症はボーダレス

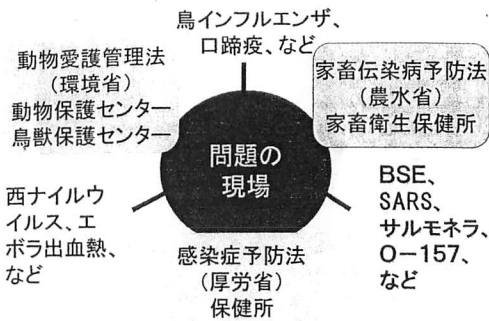
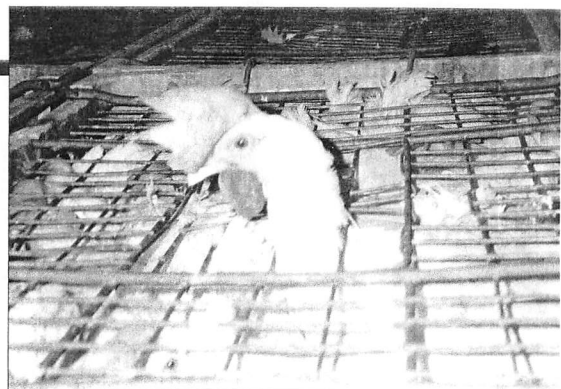


図2. ボーダレス化する感染症と行政との関係 (作成: 地球生物学会)

いことがありました。一つの家畜の病気が発生したときに、すべての人が無関係ではいられない問題だと思えます。鳥インフルエンザはペットから移る可能性もあるし、逆の可能性もあります。ペットから人に移り、人を通して養鶏場に行くこともある。野鳥が養鶏場に持ち込むことや、野鳥がペットになることもある。そうなったとき、いろんな人たちが関わっていく仕組みが必要です。感染症はまさにボーダレスで、問題が発生したときに縦割りですら回しにされて手遅れになってしまう。これからは、一つの問題が発生したらいろんな人たちが関わ



生きたままケージに詰められ食鳥処理場に送られるブロイラー

図を参照。

もう一つは、動物行政の向上と自治体格差を是正する意味合いから、国が動物愛護管理の基本指針をつくり、それに基づいて都道府県などが基本計画をつくり実行していく、と。これまで自治体はレベルの差が非常に大きく、地元で一生懸命に活動する人がいるところでは動物行政はほとんど変わつたんですが、そうでないところは旧態依然としていた。そこで、全国レベルで格差をなくしていく、という仕組みが入りました。

飼育怠慢に対する罰則の強化も行なわれ、水やエサをやらなとか病気のまま

放置している場合は罰金三十万円が五十万円に引き上げられました。動物を捨てる行為についても同様になります。日本は世界最大のペット輸入大国で年間二百万匹の爬虫類、哺乳類、鳥類などが輸入されていますが、飼育しきれずに捨ててしまう結果、動物が死んだり、生態系に悪影響を与える実態があり、罰金を引き上げる必要になったわけです。

ただこの法律では「虐待とは何か?」ということが不明確になっています。怠慢や無知のために動物を病気にさせてしまうことについては、行政も判断がつかぬか、みだりに法律を使うと犯罪者を増やす結果にもなるので、「きちんとした定義が必要ではないか」と私たちは主張してきました。

いままでも家畜を虐待して罪になった事例を紹介すると、昭和六十二年に肉牛三頭に水とエサを与えず餓死させて有罪になっています。馬二頭を不衛生な環境のまま十分な給餌を行わず衰弱させた例があり、「死に至らなかつた場合でも虐待」という判決が下され、この種の裁判では画期的だと言われています。年度がはっきりしませんが、九千羽くらいの鶏に水とエサをやらずに餓死させた養鶏場も有罪になっています。

今回の法改正では、「動物取扱責任者」を置き、その方々は研修を義務づけられ

ていく仕組みづくりが必要ではないでしょうか(左上の図を参照)。

動物愛護法は、人が飼育しているすべての動物に関わっている法律ですので、種の保存法や鳥獣保護法、特定外来種の法律にも関わっています。家畜伝染病は大きな問題で、海外から大量の野生動物が輸入されてくるのですが、検疫がほとんどありません。家畜ではないので検疫なしで入ってくるわけです。

動物愛護法はいろんな問題と関わっていることを今後広めていきたい。生物多様性は大事ですが、同時に多様な主体が参加することが多様な世界を生み出すのです。動物保護運動は保護団体だけがやるものでもない、と思えます。動物を守るということは私たちの社会をより豊かにする、思いやりのある、いい社会にするものだ、という観点で私たちは活動を続けています。

参加者 法律が強化されるのは結構だが、それだけでいいのか。根本的には、一人ひとりが生き物との付き合い方を覚え、正しい倫理観を持つことを回復させるほうが大事では。

野上 この法律を使って犯罪者をつくるのではなく、あまりにも悪質な人たちを規制し、せめてその部分は取り締まれるようにしようとするのが、法改正の課題の一つだと思います。

ことにになりました。さらに大きな変化は、行政が登録を受け付けるときに、基準に合っていない場合は登録を拒否できる。登録後でも、悪い事例が発見されたら、消費者から苦情がきた場合は立ち入り調査をして、改善が見られないときは登録を取り消すことができる」と、実質的には許可制に近い状態になります。

この「上の写真は鶏を食鳥処理場に運ぶときのケージですが、生きたまま詰め込んで運んでいくので、鶏が積み重なって窒息してしまうわけです。無用の苦しみを与えているので改善する余地があると思います。

畜産動物の福祉は課題に 本来の習性を理解しよう

野上 今回の法改正では、畜産動物の福祉は何も取り上げられず、今後の課題になります。しかし、牛も馬も豚も鶏も「愛護動物」に定義されているし、産業動物の飼育基準もあるので、今後どのように取りこんでいくかだと思います。畜産動物は、商品としての意図的に殴ったり蹴ることはあまりないのかもしれませんが、動物への苦痛、過密な飼育や不衛生、不自然なエサ、長距離輸送の方法といった問題が出てきます。屠殺方法も、現行

動物福祉の概念でまだ理解されないところは「通常行動への自由」で、動物が本来的に必要としている運動をさせないことが問題である、ということがこれから大きな課題になってくる。あとはエサで、その種が本来的に必要としているものを食べる自由がある。牛に大量の穀物を与え、草を食べたいのに食べさせないといったことも問題かもしれません。

いろんな人が連携して 思いやりのある社会に

野上 鳥インフルエンザが発生したとき、行政が縦割りですら連携がうまくいかな

参加者 ペット業者による犬のケージ販売は、法律に抵触するのではないかと。あの販売システムが動物の反社会性凶暴になるなどの元になる可能性もある。流通関係の改革に手をつけないと愛護法がブロックされると心配している。

野上 最近、動物に対する知識がない業者が狭いところでワクチンも打たずに大量販売する結果、先天的異常や感染症にかかって死んでしまったりして、裁判がすくく増えていきます。そうした訴えに対して、業界自体がレベルアップを図ろうとしている。消費者も実態をきちんと認識し、良質な業者からしか動物を買わないようにすることが課題です。

【全体質疑】

参加者 有機農法が現実とすべしと乖離している実態を見てきた。都会の人と連携してきれいなフィールド(野外)で豚を飼う人がいて、エサにはすくく注意して、飼育環境に対しては、駆虫はしない、病気の被害率が高い、といった形になっている。「有機は正しいと思うが、都会の方も飼いたい主も錯覚を起しており、獣医師として指導に困っているの、ご意見を聞きたい。

松木洋一(日本獣医畜産大学教授) 我々の「農業と動物福祉の研究」は昨年、地元農協の人や流通業者と一緒に富士山

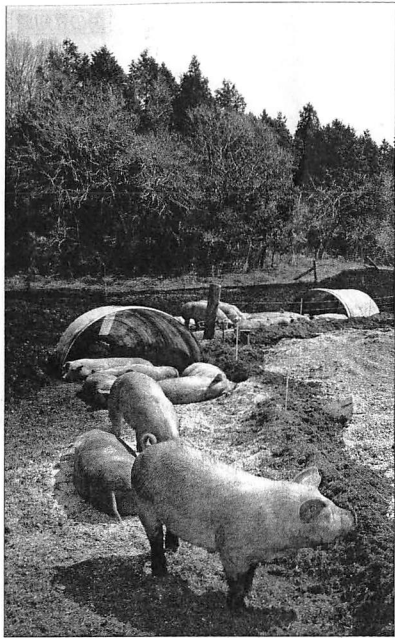
麓に放牧養豚の農場をつくり、技術開発を進めています。放牧養豚に取りくむ人は全国にいて、指摘の問題には苦労している。(先進地の)イギリスに比べると、駆虫や放牧地の規模、牧草の種類のことを含めて、まだまだです。

イギリスでは二十種類ほどのハーブを植えて駆虫に対応していますが、日本は面積が狭く、そこに薬品を撒いてしまう。有機畜産とは逆行してしまふ。富士山の牧場は面積が狭くて牧草の量が足りない、三、四百ヘクタールほどの遊休草地を買い、輪牧することで問題を解決しようとしている。土地利用方式の確立に向けた研究開発を進めていきたい。

畜産の場合、有機農業の技術開発はとて難しい。ヨーロッパでは減農薬・減化学肥料や放牧畜産で慣行農法から転換しようとしている。EU(欧州連合)の政策も、基本は有機だけれど、加工型畜産から転換していく方向で技術開発をしていこう、と。公共の研究機関や大学が技術開発に取りくんでいない現状があるので、少しでも改善できた方法があれば情報交換をしたい。ネットワークを創つていきたいので、協力とご参加をお願いします。

8月2日、酪農学園大学で

おそらく道内では初めての一般市民も交えた「家畜福祉セミナー」の詳しい内容



全国各地で増える放牧養豚場。「寄生虫をどう駆除するか」などの課題も多い

農水省が検討会で議論 道は新計画に視点を示す

前号の松木さんの報告にあったように、OIEのガイドラインは、家畜に苦痛を与えない屠殺や輸送の方法についての細

かな基準づくりから始め、今秋からは畜舎や飼育管理などの基準をめぐる検討作業を進めている。日本もOIEの加盟国の一つであり、今後作られる福祉基準を尊重しなければならない。

これまで対応が後手にまわってきた農水省は今春、遅ればせながらこの問題に関する検討会を発足させ、民間委員による議論を始めた(社畜産技術協会のHP <http://frango.jp/index.html>)に議事録が公開されている。今秋には、同省から委託された二人の委員がEU諸国を訪れ、実態調査も行なわれたという。

一方、これまで家畜福祉をめぐる議論が乏しかった北海道庁も重い腰を上げた。前出の『酪農・肉用牛生産近代化計画』は見直し時期になっており、来年度から

十カ年の新計画では「環境に負荷をかけない持続型の酪農」を目標に掲げるといふ。具体的には「放牧の推進」や「飼料の自給」「周辺環境の保全」などが柱になるが、この件については「家畜の生理に沿った飼いをこなす」「過度の密飼いを避ける」といった文言を盛りこみ、同計画では初めて家畜福祉の視点を打ちだすことにしている。まずは「一歩前進」といえる。

行政側の取りこみは緒にたばかりであり、具体的な施策としてどう実を結ぶのか、まだまだ不透明な部分が多い。この分野に関する公的機関の試験研究も立ち遅れている。さらに今後、さまざまな基準が設けられても、現場にまで浸透するのは時間がかかるだろう。

それでも、健全な畜産のあり方を取り戻す時代の入り口に立っていることは間違いない。「家畜の健康と福祉」に関心を持つ一人ひとりが、今後の推移を注視することが大切だ。

生産現場を訪れて体験し 「健康と福祉」を考よう

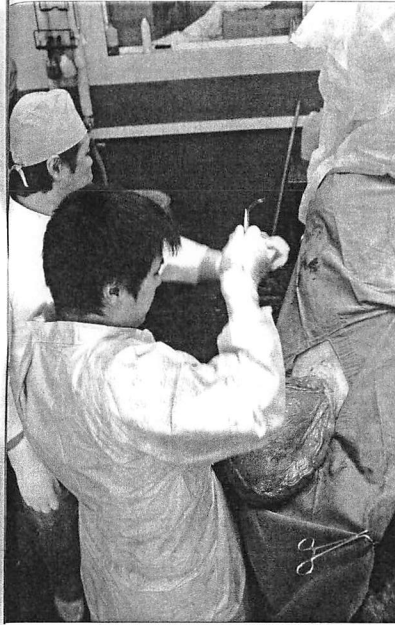
体験牧場もやっている道東の酪農家。こんな話をしていた。牧場を訪れた子どもから、「おじさん、コーヒー牛乳を出す牛はどれなの？」と聞かれ、返す言葉がなく絶句した、と。四本足の鶏の絵

を画いた子どもはよく知られているが、それと同じような話である。こうした事態に至らしたのは、家庭や学校で家畜の生理や生態をきちんと伝えてこなかった、親や教師らの責任ではないか(彼らもまた、子どもたちと同レベルの認識なのかもしれない)。とにかく、生活の場と家畜の飼育現場が遠く離れてしまったことが、前出の事態を生んだ原因ではないか。

そこで提案したい。何気なく消費してきた肉や乳製品は、どんな姿形をした動物が生産しているのか。その家畜は、何を食べ、どんな環境のなかで飼育されているのか。「行動の自由」は保障されているか。牛に尻尾はあるか。飼い主の接し方はどうか。こうした事柄について、身近にある農場を訪問して自分の目で確かめ、生産者の話を聞き、考えてみてはどうだろうか。

(先方が難色を示すことも多いが、食肉処理施設やレンダリング工場へい獣処理場などを見学し、家畜たちがどう処理されているか体験するのもいい。きつと新たな発見があるはずだ。もちろん、動物の習性や生態などの科学的な知識を学ぶことも大切である。

さまざまな現場に出かけて五官感で体験することが、「家畜の健康と福祉」を考える第一歩ではないだろうか。



乳牛の生産病の一つ「第四胃変位」の手術シーン。放牧が普通に行なわれていた時代にはほとんど発生しなかった病気が

を、二回にわたって紹介した。今後、動物と人間がより良い付き合い方をしているくうえで、一人ひとりが「家畜の健康と福祉」の問題を身近に感じる素材にしてほしい、と考えたからである。

牛飼いの家庭に生まれ育ったわたしは、短い期間だが酪農経営に携わった経験もある。近年、狂牛病(牛海綿状脳症)BSEの上陸を許す素地となった効率追求に走る畜産の実態を取材するなかで、この国のゆがんだ生産システムを変えるには「家畜福祉」が大きな鍵を握るのではないかと考えるようになった。富土山麓の放牧養豚場の様子など道外取材や、EUの状況も交えて紹介(6〜8月号の拙稿を参照)してきたのも、そうした問題意識があつてのことだった。

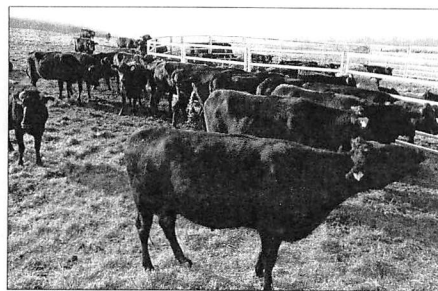
今回のセミナーでOIE(国際動物保健機関)が五月に採択した家畜福祉基準を紹介した松木洋一さんは、

「病気をしないような健康な家畜を飼うことによって、品質のいい安全な畜産物ができる」という単純明快な論理を示すことで、この問題を多くの人に理解してもらえ、と強調した。全農の原耕造さんもまた、「健康な家畜は健康な畜産製品をつくり、健康な食生活を生む」と

の言葉を使った。そして、民間サイドの「環境支払い」によって「人と生き物にやさしい農業」を応援していこうとする、独自の構想も披露した(前号を参照)。多くの人がとって耳慣れない「家畜福祉」という言葉を理解するには、「ストレスのない状態で飼われた家畜の良質で安全・安心な畜産物の源」といった捉え方から入っていくと、とてもわかりやすい。一般の消費者らが乳製品や食肉を口にするとき、この二つをきちんと結びつけて考えることを忘れな

「ストレスのない状態で飼われた家畜の良質で安全・安心な畜産物の源」といった捉え方から入っていくと、とてもわかりやすい。一般の消費者らが乳製品や食肉を口にするとき、この二つをきちんと結びつけて考えることを忘れな

ければ、より良い方向が見つかるはずだ。



独自の飼育基準を作り、家畜福祉にも配慮してきた宗谷峠肉牛牧場(稚内市)

「行動の自由」を保障して 本来の生態に沿う飼育を

では、「ストレスのない」とは、どんな状態なのか。それは、前出の野上ふさ子さん(地球生物学会代表が今年改正された動物愛護法の内容を紹介した下りでも触れているように、牛や豚、鶏などが「自由に行動でき」かつ「動物本来の生理、習性、生態にかなった飼育方法」が保障された状態、といえる。

こう言葉で表現するのは簡単だが、現場の実態とは大きな落差がある。たとえば、七月号でわたしは、その姿を見るた

びに悲憤慷慨してしまう、尻尾を落とされた乳牛たちの話を聞いた。外敵から我が身を守るために、牛が進化する過程であのような形態の尻尾になった。牧場で草を食む牛たちが尻尾を振ってハエやアブなどを追い払う姿を見れば、その役割がよくわかるだろう。が、「牛乳製造装置」としての効率を高めるために、牛を畜舎に閉じ込めて行動の自由を制限し、動物本来の生態に反する飼いをやっていると、最後は「尻尾は邪魔者」という思想に行きついてしまう。一昔前には、断尾された牛は見かけなかったものである。

ちなみに、道が四年前に策定した「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」では、経産牛一頭あたり年間搾乳量を右肩上がりで伸ばすべく、二〇一〇年度には八千八百キロに増やす目標を定めている。穀物をほとんど与えず、草中心で乳牛を飼う「ニューランド」の年間乳量は四千キロ程度なので、いかに過大な目標を設定したことか。このような数値は、牛たちを酷使し、「健康と福祉」を損なう飼いを抜きには実現しない。

わたし自身の反省も込めて思うことだが、畜産関係者はこれまで、「家畜は経済動物だから」と理屈づけ、みずからの行為を正当化しすぎたのではないだろうか。思い通り動かないことに腹を立て、